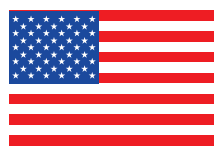


終了しました

やる気スイッチグループ 短期留学プログラム 2015

HIS
Love, Peace, TRAVEL



ハワイ島コナ7日間コース

対象年齢
3歳～高校生
保護者同伴可
(未就学児は要保護者同伴)

楽しいアクティビティを通して、生きた英語を学びます！



■日程表

日付	スケジュール	食事
8/16 (日)	●成田発(KE001/21:20発)⇒空路、ホノルルへ ---一日付変更線通過--- ●ホノルル着(10:05) ●ホノルル発(HA178/14:41発)⇒空路、ハワイ島(コナ)へ ●ハワイ島着(15:30) ●アクティビティ体験 ＜ハワイ島泊＞	朝:× 昼:○ 夜:○
8/17 (月) } 8/20 (木)	●英会話レッスン ●アクティビティ体験 ※下記アクティビティスケジュールをご参照ください。 ＜ハワイ島泊＞	朝:○ 昼:○ 夜:○
8/21 (金)	●係員と共に専用車で空港へ ●ハワイ島(コナ)発(HA117/08:18発)⇒空路、ホノルルへ ●ホノルル着(09:01) ●ホノルル発(KE002/11:55発)⇒空路、成田へ ---一日付変更線通過--- ＜機中泊＞	朝:○ 昼:× 夜:×
8/22 (土)	●成田着(15:20) ●空港到着、通関後、解散	朝:× 昼:× 夜:×

※予告なくスケジュールが変更になる場合があります。
※日程表内のフライトスケジュールは2015年5月8日現在のものです。航空会社の諸事情などにより予告なく変更となる場合がありますので予めご了承下さい。

■アクティビティスケジュール

8/16(日)	・ホームビジットBBQパーティ
8/17(月)	・英会話レッスン ・観光潜水艦「アトランティス」ツアー ・ドトールコーヒー農園見学 ・ピザパーティ&ゲーム
8/18(火)	・大自然体験学習:島1周ツアー・天体観測
8/19(水)	・スクールビジット:現地の小学校を訪問 ・Hawaii Olympics:公園で現地の子どもたちと遊ぼう!
8/20(木)	・消防署見学 ・Fair WIND BBQ:海辺でバーベキュー

※予告なくアクティビティ内容・スケジュールが変更になる場合があります。

■旅行条件

- 旅行期間:2015年8月16日(日)~8月22日(土)
- 募集年齢対象:3歳~高校生 ※保護者同伴可(未就学児は要保護者同伴)
- 利用航空会社:大韓航空・ハワイアン航空(エコノミークラス)
- 宿泊先:ロイヤルコナリゾート(3名1室利用)
1人部屋追加料金:90,000円
2人部屋追加料金:18,000円●減延泊不可
- 添乗員:なし(現地係員)
- やる気スイッチグループスタッフ:1名同行
- 最少催行人員:15名
- 申し込み締切:2015年6月30日(火)

■旅行代金・食事条件(3歳~高校生同額代金)

旅行代金 (お1人様/3名1室利用時)	363,690円 ※同伴の保護者・兄弟2名以上で参加の場合、左記より1万円割引の金額となります。 (内訳)旅行代金(燃油サーチャージ込):347,800円、成田空港施設利用料:2,610円、ハワイ出入国税:7,780円、ESTA代行手数料:5,500円
食事条件	朝5回、昼5回、夜5回

旅行代金に含まれるもの

- 1)航空運賃:大韓航空・ハワイアン航空/エコノミークラスの往復航空券
- 2)宿泊費:上記ご参照下さい(3人1部屋料金)
- 3)食費:朝食5回、昼食5回、夕食5回計:15回
- 4)観光:旅程表をご覧ください
- 5)交通費:空港送迎、旅程に基づく交通費
- 6)税・サービス料:団体行動中の税金、サービス料及びチップ
- 7)ビザ代行申請代金:電子ビザ(ESTA)登録代金を含む(外国籍除く)5,500円
- 8)空港税:成田空港施設利用料(2,610円)、現地出入国税(7,780円)、燃油サーチャージ(12,000円)
※空港諸税は、航空燃油価格高騰の影響により、変動する可能性があり、追加徴収が発生する場合がございます。予めご了承下さい。

旅行代金に含まれないもの

- 1)渡航手続諸経費:a)包括旅行取扱料(出入国カード記入)
- 2)旅行傷害保険料:傷害・疾病などの旅行傷害保険料
- 3)手荷物超過料金:お一人につき20キロを超えるもの
- 4)個人的費用:お土産代・飲食代・通信費及びこれらに伴う税・サービス料

日本国籍の方のビザ(査証)について(下記は全て日本国籍のビザ(査証)なし渡航条件)

- 日本国籍の方はアメリカ入国の際にESTA(アメリカ電子渡航認証システム)の登録が必要となります。※パスポート有効残存期限:帰国日まで、観光目的で90日以内の滞在
- 日本国籍以外の方は、上記とは異なります。ご自身にて自国及び渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、必要な手続きをお済ませください。